

吉見町パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度

ガイドブック（第2版）



吉見町



目 次

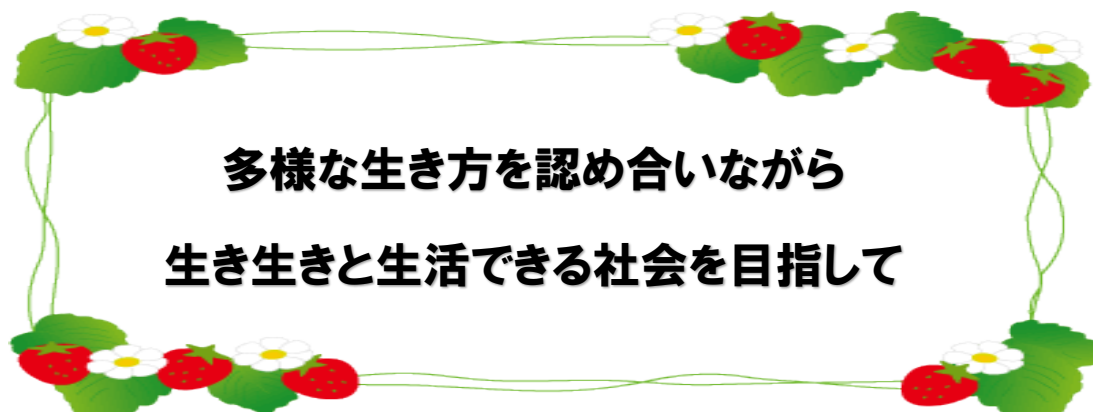
1 はじめに	P2
2 吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	P2
3 手続きの流れ	P3
4 宣誓することができる方	P4
5 宣誓に必要なもの	P5
6 宣誓後の取扱い	P6
7 Q&A	P9





1 はじめに

町では、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと生活できるよう、「吉見町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和4年4月1日から「吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。



2 吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは



一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束したことを宣誓し、町が宣誓証明書や宣誓証明カードを交付する制度です。

また、宣誓する方に、未成年のお子様等がいる場合、家族の関係にあることをあわせて宣誓することができます。

※宣誓することによって相続などの法律上の効果は生じませんが、多様性を尊重し生き生きと生活することを応援するものです。

※性的マイノリティとは

性的少数者・LGBT等。性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性と異なる方、性的指向（恋愛感情や性的関心の対象となる性別についての指向）が異性のみだけではない方など。





3 手続きの流れ

1. 予約

電話、メールまたは来所で、宣誓することを吉見町自治財政課人権政策室相談係に連絡し、宣誓する日を決めてください。

【予約連絡先】

吉見町自治財政課人権政策室相談係

電 話 0493-54-1515

メール y-9004@town.yoshimi.saitama.jp

※予約受付時間は、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
(祝日、年末年始を除きます)

2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の記入・提出

自治財政課人権政策室相談係において、宣誓書を記入し、必要書類(5ページ参照)を添えて提出します。お二人でお越しください。

3. 内容の確認

申請書類や宣誓の要件を満たしているかを確認します。
(確認に数日要します。)

4. 宣誓証明書、宣誓証明カードの交付

吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。郵送での対応もいたしますので、宣誓の際にご相談ください。





4 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓

お二人が次のすべての要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 町民であること、または転入を予定していること

町内に住所を有しているまたは3か月以内に町内への転入を予定していること

(3) 婚姻していないこと（配偶者がいないこと）

(4) 宣誓をする以外の方とパートナーシップの関係にないこと

(5) 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

※直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと

※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

ファミリーシップの宣誓

ファミリーシップの対象となる子どもが、次のすべての要件を満たしている必要があります。

(1) 宣誓されるお二人またはいずれか一方と生計が同一であること

(2) 未成年であること（民法で規定する成年に達していないこと）





5 宣誓に必要なもの

(1) 吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

※宣誓日当日、自治財政課人権政策室相談係で用意します。

(2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

宣誓日以前3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。
(同一世帯の場合は1通で可)

(3) 戸籍全部事項証明書、婚姻をしていないことが確認できる書類

戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが
確認できる書類を一人1通ずつお持ちください。

(外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳をご
用意ください。)

(4) 町内に転入予定の方の取り扱い

町内に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、
賃貸借契約書の写し等）を提示してください。

(5) 本人確認書類

次のいずれか1点を提示してください。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書で本人の写真が貼付されたもの。

(6) 通称名を使用する場合

通称名の使用を希望する場合は、通称名で届いた郵便物や社員証など
通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をお持ちください。



6 宣誓後の取扱い



1. 再交付

宣誓証明書や宣誓証明カードを破損又は紛失した場合は、吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号）の提出により再交付します。

2. 宣誓内容の変更

宣誓した事項に変更があった場合は、吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第5号）に変更したことが確認できる書類を添えて提出してください。

3. 宣誓証明書等の返還

以下の理由でパートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合は、宣誓者の一方又は双方が来庁し、吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）とともに宣誓証明書、宣誓証明カードを返還してください。

- ・パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合
- ・宣誓者の一方が死亡した場合
- ・町外に転出した場合 など

なお、吉見町と協定を結んでいる自治体へ転出するときは、吉見町での返還手続きは必要ありません。詳しくは「4. 自治体間連携」（7・8ページ）をご確認ください。



4. 自治体間連携

令和6年4月12日に、埼玉県内のパートナーシップ制度を実施する62自治体で、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。これにより、協定する自治体間あれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続でパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

協定自治体一覧（全 62 市町村）

吉見町、さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

（１）吉見町に協定自治体から転入する場合

- ・前の自治体で宣誓していることを考慮し、吉見町で新たに宣誓証明書等を受け取る際の必要書類を一部省略できます。

①予約

- ・手続きを希望する前に、自治財政課人権政策室相談係に電話、メールまたは来所でご予約ください。

※手続きを希望する日の原則7日前までに予約をしてください。

②吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付

- ・予約した日時に、必要書類を持参し来庁してください。
（どちらかお一人の来庁でかまいません。）
- ・必要書類を確認のうえ、不備がない場合は「吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び、宣誓証明カード」を即日交付します。

宣誓に必要な書類

- 1 協定自治体で発行した証明書等
(原本はお返ししますが、吉見町で手続きした日付等を裏書きさせていただきます。)
- 2 本人確認書類(5ページ参照)
- 3 吉見町民であることが確認できる書類
(町が住民基本台帳を確認することにご了承いただける場合は、省略できますので予約の際に申し出ください。)

③協定した自治体へ通知

- ・「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書」に基づき、吉見町から転出元の自治体へ証明書を交付した旨を通知します。

(2) 吉見町から協定自治体へ転出する場合

- ・吉見町において行う手続きはありません。
- ・転出先の自治体によって継続申告の手続は異なりますので、当該自治体の制度内容をご確認ください。
- ・吉見町と協定を結んでいる自治体へ転出するときは、吉見町への宣誓証明書等の返還手続きは必要ありません。



7 Q&A



Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか？

A1 婚姻は、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q2 同居していないと宣誓できませんか？

A2 双方が町内に居住、もしくは町内に転入予定であれば、必ず同居している必要はありません。

Q3 町内に住んでいなくても、宣誓できますか？

A3 3ヶ月以内に町内に転入する予定であれば、宣誓することができます。この場合は、転入が確認できる書類の提出が必要となります。また、転入後は速やかに住民票の写しなど、転入を証明する書類を提出してください。

Q4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は費用がかかりますか？

A4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要添付書類である住民票の写しや戸籍全部事項証明書の交付手数料は自己負担となります。

Q5 通称名を使用することはできますか？

A5 通称名を使用することができます。（5ページ参照）



吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック（第2版）
令和6年5月発行

【発 行】

吉見町自治財政課人権政策室相談係

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

電 話 0493-54-1515 FAX 0493-81-6789

E-mail y-9004@town.yoshimi.saitama.jp